

英国から日本向けに輸出される家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和3年11月22日

今般、英国のカンブリア州、チェシャー州、ノーフォーク州、ドーセット州及びダービーシャー州の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認されたこと、並びに、ドーセット州及びダービーシャー州で確認された高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）に伴い設定された制限地域がハンブシャー州及びレスターシャー州に及ぶことから、既に輸入停止措置を講じているダービーシャー州を除くこれら6州から日本向けに輸出される家きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

カンブリア州、チェシャー州、ノーフォーク州、ドーセット州、ハンブシャー州、レスターシャー州

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにそれらの初生ひなに限る。）の肉、臓器等及びこれらの加工品
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、各停止対象州について、以下の日付以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（以下の日付までに加工・梱包まで終了していることが必要）を英国政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

カンブリア州：令和3年10月26日

チェシャー州：令和3年10月28日

ドーセット州：令和3年10月25日

ハンブシャー州：令和3年10月25日

レスターシャー州：令和3年10月24日

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目 羽毛

ただし、羽毛のうち、各停止対象州について、以下の日付以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであることを英国政府が証明しているものについては、鳥インフルエンザの観点からは消毒の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き消毒の対象とする必要があるので留意されたい。

カンブリア州：令和3年10月26日

チェシャー州：令和3年10月28日

ドーセット州：令和3年10月25日

ハンプシャー州：令和3年10月25日

レスターシャー州：令和3年10月24日